

平成23年度第4回 福祉施策のあり方検討専門分科会

日時：平成23年8月9日（火）

午後4時～6時

場所：京都平安ホテル「平安の間」

議題

関係団体からの意見聴取について

- ・ 特定非営利活動法人 子育て支援コミュニティ おふいすパワーアップ
- ・ 京都市職員労働組合

〔配布資料〕

委員名簿

市営保育所の今後のあり方について（検討資料）

市内配置図（市営保育所、福祉事務所、保健センター及び児童福祉センター等）

委員名簿（平成23年度）

〔敬称略 五十音順〕

【福祉施策のあり方検討専門分科会委員】

岡本 義則	（日本労働組合総連合会京都府連合会）
奥山 茂彦	（京都市保育園連盟）
菅原 幸子	（市民公募委員）
仙田 富久	（市民公募委員）
西 晴行	（京都ライトハウス理事長）
樋口 文昭	（京都児童養護施設長会会長）
宮本 義信	（同志社女子大学生生活科学部教授）
村井 信夫	（京都市社会福祉協議会会長）
山手 重信	（京都市児童館学童連盟会長）

【臨時委員】

源野 勝敏	（京都市老人福祉施設協議会副会長）
関川 芳孝	（大阪府立大学人間社会学部教授）
矢島 里美	（京都市日本保育協会副会長）

市営保育所の今後のあり方について（検討資料）

平成23年8月

京都市社会福祉審議会 福祉施策のあり方検討専門分科会

目次

I	はじめに	1
II	民間保育園と市営保育所の現状	2
III	市営保育所の今後の役割・機能	10
IV	市営保育所の今後の配置のあり方と その実現へのプロセス	13

I はじめに

保育所には、「子どもの最善の利益」（児童の権利に関する条約第3条）に基づき、多様な利用者ニーズに応え、入所児童の保育や保護者への支援に取り組むとともに、すべての子どもと家庭を対象に、地域の子育て支援の拠点的な役割を果たすことが求められている。保育を取り巻く情勢が激動する中、京都市の厳しい財政状況の下で、公・民全体で京都市の保育を向上させていく必要がある。

そのため、平成22年8月に、「民間保育園と市営保育所の今後の役割」や「市営保育所がその役割を担うために必要な機能」について検証を行い、「市営保育所の今後の役割と必要な機能に基づく配置のあり方」と「今後の役割・機能及び配置の実現へのプロセス」を明らかにすることを目的に、「市営保育所の今後のあり方」について、京都市から審議の依頼を受けた。

これを受けて、本分科会では、京都市の保育の実施状況をはじめ市営保育所と民間保育園との比較検証や市営保育所の課題などから審議を始め、平成22年12月には、京都市に対して、審議の視点¹の議論を待つまでもなく早急に改善に取り組むべき項目も含め、「市営保育所の今後のあり方について（中間意見）」を提出したところである。

現在、上記の審議の視点に沿って引き続き議論を重ねているところであるが、このたび保護者の方々やその他の団体の方々から御意見をいただき、今後の議論をより充実したものとするため、第5回から第9回にわたり議論してきた内容について、現段階での議論のまとめとして、「市営保育所の今後のあり方について（検討資料）」を作成することとした。

なお、この「市営保育所の今後のあり方（検討資料）」は、国の進める保育制度改革の状況や市営保育所の見直しの今後の進捗を踏まえ、数年後の一定の時期に検証することを念頭においてまとめたものである。

¹ 「民間保育園と市営保育所の今後の役割」、「市営保育所がその役割を担うために必要な機能」、「市営保育所の今後の役割と必要な機能に基づく配置のあり方」及び「今後の役割・機能及び配置の実現へのプロセス」の4つ

II 民間保育園と市営保育所の現状

市内の保育所の整備状況については、社会福祉法人等が運営する民間保育園が約9割、市営保育所が約1割となっている。また、入所児童数についても民間保育園が約9割、市営保育所が約1割となっている。

これらの保育所で働く職員の状況について、民間保育園は京都市独自の取組であるプール制¹による財政支援によって国基準²を上回る保育水準となるよう支えられており、市営保育所は京都市独自の職員配置基準³により国基準を上回る職員配置がなされている。また、保育所の運営に係る財源については、民間保育園が児童1人当たり96,210円/月であるのに対して、市営保育所が児童1人当たり180,629円/月となっており、市営保育所は民間保育園と比べて約1.9倍のコスト⁴が必要となっている。

このような状況の中で、民間保育園と市営保育所の現状について検証する。

【行政区別保育所設置状況】

	北		上京		左京		中京		東山		山科		下京		南	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
公設公営	3	240	2	160	4	355	3	230	2	110	1	120	2	160	6	420
公設民営	社会福祉法人															
	0	0	0	0	0	0	1	90	0	0	0	0	0	0	0	0
民設民営	社会福祉法人															
	17	1,710	10	1,005	19	1,625	9	930	4	450	18	2,340	4	390	19	1,405
	その他の法人															
	1	90	1	90	4	270	2	300	4	255	1	90	4	300	5	410
合計	個人															
	0	0	0	0	2	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	21	2,040	13	1,255	29	2,340	15	1,550	10	815	20	2,550	10	850	30	2,235

	右京		西京		洛西 (別掲)		伏見		深草 (別掲)		醍醐 (別掲)		合計		割合	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
公設公営	3	150	0	0	0	0	2	330	1	60	1	120	30	2,455	11.8%	10.0%
公設民営	社会福祉法人															
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	90	0.4%	0.4%
民設民営	社会福祉法人															
	22	2,130	13	1,275	8	945	24	2,715	4	420	16	1,680	187	19,020	73.3%	77.6%
	その他の法人															
	4	330	2	120	0	0	3	240	1	120	0	0	32	2,615	12.5%	10.7%
合計	個人															
	1	60	1	75	0	0	1	120	0	0	0	0	5	345	2.0%	1.4%
合計	30	2,670	16	1,470	8	945	30	3,405	6	600	17	1,800	255	24,525	100%	100%

(平成22年4月1日現在)

※ 休所中の1箇所(右京区、公設公営)を除く。

- 1 全民間保育園の横断的な給与体系を確立し、関係職員の処遇改善と、保育園経営の近代化、並びに保育水準の向上を目指した京都市民間保育園職員給与等運用事業
- 2 児童福祉施設最低基準第33条に定めのある保育所に配置する人員に係る最低基準
- 3 適切な保育を提供するため、京都市の市営保育所に配置する人員に係る基準
- 4 児童1人当たりの市継足額(一般財源)は5.38倍(民間保育園:17,791円/月、市営保育所:95,639円/月)

【公民別保育所運営費の状況】

○市営保育所

(単位：千円)

保育所総運営費		年間月平均入所人員		
4,649,388 1人当たり 180,629 円/月		2,145 人		
国基準による運営費			市継足額	
2,187,650 1人当たり 84,990 円/月				
国市義務負担分		国基準保育料		
1,512,030 1人当たり 58,742 円/月		675,620 1人当たり 26,248 円/月		
国庫負担金	市負担金	市保育料	市軽減額	
731,870 1人当たり 28,433 円/月	780,160 1人当たり 30,309 円/月	485,001 1人当たり 18,842 円/月	190,619 1人当たり 7,406 円/月	
国負担金	一般財源化			
92,604	639,266			
1人当たり 95,639 円/月				

○民間保育園

(単位：千円)

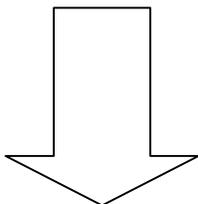
保育所総運営費		年間月平均入所人員		
28,214,098 1人当たり 96,210 円/月		24,438 人		
国基準による運営費			市継足額	
22,996,793 1人当たり 78,419 円/月				
国市義務負担分		国基準保育料		
15,037,292 1人当たり 51,277 円/月		7,959,501 1人当たり 27,142 円/月		
国庫負担金	市負担金	市保育料	市軽減額	
7,501,939 1人当たり 25,582 円/月	7,535,353 1人当たり 25,695 円/月	5,187,566 1人当たり 17,690 円/月	2,771,935 1人当たり 9,452 円/月	
国負担金	一般財源化			
7,423,719	78,220			
1人当たり 17,791 円/月				

(平成20年度決算)

【公民別保育所運営費における市継足額の差について（平成20年度決算）】

○ 1人当たりの保育所運営費市継足額

市営保育所	95,639 円／月 (民間の 5.38 倍)	【計算】 2,461,738 千円 ÷ (2,145 人 × 12 箇月)
民間保育園	17,791 円／月	【計算】 5,217,305 千円 ÷ (24,438 人 × 12 箇月)



民間保育園に比べ、常勤職員の平均給与、作業員の配置、障害児の受入割合が高いことや、市営保育所独自事業に係る費用を支払っている。

(内訳)

市営保育所総運営費における市継足額	95,639 円／月	2,461,738 千円
-------------------	------------	--------------

超過経費合計	77,848 円／月	2,003,841 千円
内 訳		
① 公民の平均給与格差の総額 (※1)	49,828 円／月	1,282,574 千円
② 作業員人件費分 (※2)	12,711 円／月	327,185 千円
③ 拠点事業人件費等分	5,574 円／月	143,483 千円
④ 独自サービス (※3)	699 円／月	18,000 千円
⑤ 障害児の受入人数の差	7,204 円／月	185,443 千円
⑥ その他 (※4)	1,832 円／月	47,156 千円

※1 保育士 市営保育所：約770万円、民間保育園：約500万円（共済費込み）

調理師 市営保育所：約775万円、民間保育園：約450万円（共済費込み）

※2 作業員の市営保育所への配置については、平成23年5月末で廃止している。

※3 その他特有のサービスとして、布おむつの提供（平成23年4月から廃止）と児童の午睡用の布団の提供を行っている。

※4 年度途中入所児童の取扱い及び職員配置上の常勤・非常勤の差等

(参考) 職種別平均勤続年数 (平成21年度実績)

職種	平均勤続年数	
	市営	民営
保育士	17.9年	10.2年
調理師	19.1年	7.3年
作業員	17.7年	

1 保育内容について

民間保育園，市営保育所は，保育観の違いなどから実践する保育の過程に違いはあるとしても，目指す子どもの姿は同じであり，保育所保育指針¹に則した保育を実践するよう，それぞれが保育の質の向上に努めている。

また，京都市では，この実践を担保し，一定の保育の質の維持と更なる向上を図るため，民間保育園，市営保育所に関わらず，国が示す児童福祉施設最低基準，保育所保育指針や，労働基準法その他関係法令の規定に則った指導監査を実施するとともに，利用者への適切な情報の提供や指導監査の公平性・透明性を確保する観点から，その結果を公表している。

2 年度途中の入所への対応について

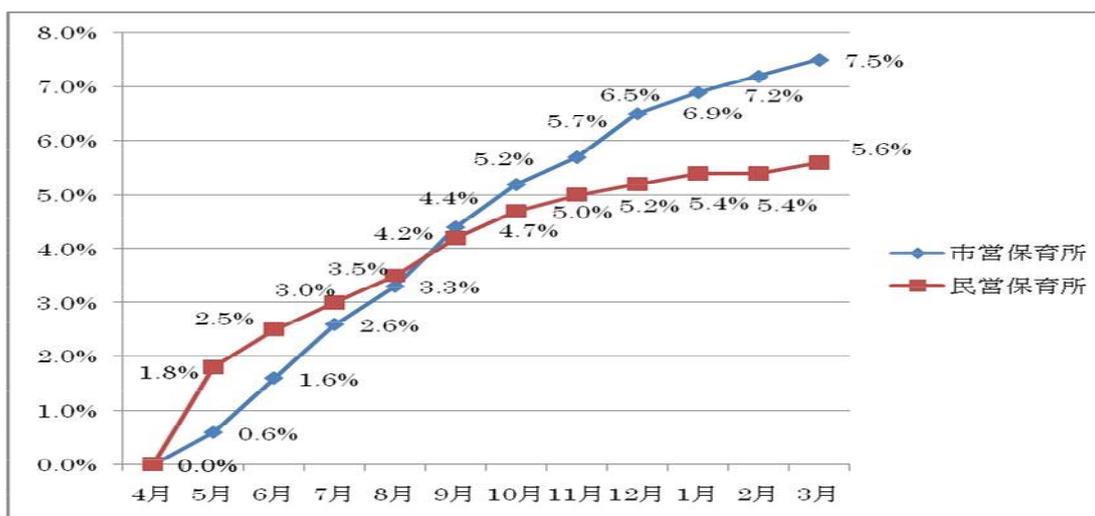
多くの民間保育園においては，待機児童の解消や経営の安定のため年度当初から定員を充足させているのに対し，経営上の制約が少ない市営保育所においては年度当初に定員割れを起こしている保育所が多く存在する。このため，年度途中に入所の希望があった場合，民間保育園においてもわずかな余裕の範囲で積極的に受入れが行われているが，比較的余裕のある市営保育所に入所する場合も少なくなく，結果として，民間保育園と比べて市営保育所の方が年度途中の児童の増加率が高い状況にある。

【市営保育所の年度途中の入所の状況】

区	保育所名	定員	平成21年4月 在籍児童数	平成22年3月 在籍児童数	増加人数	増加率	平成22年3月 入所率	備考
北	楽只保育所	110	69	71	2	1.8%	64.5%	平成23年度～ 乳幼一体・併設化
	楽只乳児保育所	80	59	74	15	18.8%	92.5%	
	船岡乳児保育所	60	34	46	12	20.0%	76.7%	
上京	室町乳児保育所	60	56	62	6	10.0%	103.3%	
	鶴山保育所	90	96	101	5	5.6%	112.2%	
左京	養正保育所	120	67	69	2	1.7%	57.5%	平成23年度～ 乳幼一体・併設化
	養正乳児保育所	75	63	74	11	14.7%	98.7%	
	修学院保育所	90	93	93	0	0.0%	103.3%	
	錦林保育所	80	58	69	11	13.8%	86.3%	
中京	壬生保育所	80	79	80	1	1.3%	100.0%	
	朱雀乳児保育所	40	39	47	8	20.0%	117.5%	
	聚楽保育所	90	103	114	11	12.2%	126.7%	
東山	三條保育所	60	41	44	3	5.0%	73.3%	平成23年度～ 乳幼一体・併設化
	三條乳児保育所	60	32	45	13	21.7%	75.0%	
山科	鏡山保育所	120	82	79	-3	-2.5%	65.8%	
下京	崇仁第一保育所	90	46	45	-1	-1.1%	50.0%	平成23年度～ 乳幼一体・併設化
	崇仁第二保育所	80	41	47	6	7.5%	58.8%	
南	九条保育所	60	59	59	0	0.0%	98.3%	平成23年度～ 乳幼一体・併設化
	久世保育所	60	53	54	1	1.7%	90.0%	
	久世第二保育所	60	66	65	-1	-1.7%	108.3%	
	南保育所	140	125	125	0	0.0%	89.3%	
	吉祥院保育所	60	57	60	3	5.0%	100.0%	
	山ノ本保育所	60	63	68	5	8.3%	113.3%	
右京 (京北)	ひかり保育所	30	29	31	2	6.7%	103.3%	
	弓削保育所	60	60	64	4	6.7%	106.7%	
	周山保育所	60	58	65	7	11.7%	108.3%	
伏見	淀保育所	150	132	142	10	6.7%	94.7%	
	改進黨保育所	150	172	179	7	4.7%	119.3%	
	辰巳保育所	120	107	120	13	10.8%	100.0%	
	砂川保育所	60	68	73	5	8.3%	121.7%	

¹ 児童福祉施設最低基準の規定に基づき，保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めたもの（平成20年3月厚生労働大臣による告示）

【平成21年度増加率（対4月当初からの累計）】



3 障害のある入所児童への対応について

民間保育園，市営保育所に関わらず十分な実践がなされており，受入人数については民間保育園が市営保育所を上回っているが，入所児童に対する受入割合は市営保育所のある全行政区において市営保育所が民間保育園を上回る状況であり，平成22年4月1日時点の受入割合は，市営保育所の平均が7.55%，民間保育園が2.46%となっている。

【障害児加配の対象となる児童の入所状況（行政区別）】

	市営保育所			民間保育園			合計		
	児童数	障害児数	割合	児童数	障害児数	割合	児童数	障害児数	割合
北	174	9	5.17%	2,116	62	2.93%	2,290	71	3.10%
上京	162	8	4.94%	1,236	32	2.59%	1,398	40	2.86%
左京	310	22	7.10%	2,308	52	2.25%	2,618	74	2.83%
中京	230	18	7.83%	1,389	42	3.02%	1,619	60	3.71%
東山	84	5	5.95%	778	20	2.57%	862	25	2.90%
山科	63	9	14.29%	2,742	61	2.22%	2,805	70	2.50%
下京	83	6	7.23%	792	18	2.27%	875	24	2.74%
南	409	33	8.07%	1,978	30	1.52%	2,387	63	2.64%
右京	147	10	6.80%	2,769	62	2.24%	2,916	72	2.47%
西京				1,609	28	1.74%	1,609	28	1.74%
洛西				986	24	2.43%	986	24	2.43%
伏見	313	23	7.35%	3,396	124	3.65%	3,709	147	3.96%
深草	68	8	11.76%	626	19	3.04%	694	27	3.89%
醍醐	115	12	10.43%	1,730	27	1.56%	1,845	39	2.11%
合計	2,158	163	7.55%	24,455	601	2.46%	26,613	764	2.87%

(平成22年4月1日現在)

4 虐待を受けた子どもや気になる子どもの入所児童への対応について

民間保育園，市営保育所に関わらず十分な実践がなされており，受入人数については民間保育園が市営保育所を上回っているが，入所児童に対する受入割合は市営保育所が民間保育園を上回る状況であり，平成22年6月時点の受入割合は，市営保育所の平均が2.55%，民間保育園が1.34%となっている。また，平成21年度における年度途中入所の児童のうち，福祉事務所において，児童虐待に係る入所決定等を行った児童の状況についても，市営保育所の受入割合が民間保育園を上回っている。

【虐待児の状況】

○（児童相談所調べ）公民別被虐待児の状況

	児童数	被虐待児数	割合
市営保育所	2,119人	54人	2.55%
民間保育園	24,244	324	1.34%
合計	26,363	378	1.43%

（平成22年6月現在）

○（福祉事務所調べ）児童虐待に係る保育所入所決定等の状況について

	全市				合計
	市営	(①に対する率)	民営	(①に対する率)	
集計結果①	251人	-	2,159人	-	2,410人
集計結果②	15	6.0%	39	1.8%	54
集計結果③	9	3.6%	16	0.7%	25
集計結果④	9	3.6%	10	0.5%	19

集計結果①：平成21年度の途中における保育所入所の決定を行った件数

集計結果②：①のうち，入所選考及び決定の時点で，当該児童が虐待を受けている児童であることを把握していたものの件数

集計結果③：②のうち，入所選考に当たって，特別の支援を要する家庭の児童であることを理由に，他の申込児童に優先して入所を決定したものの件数

集計結果④：②のうち，児童福祉法第24条第4項の規定に基づく，申込の勧奨を行ったものの件数

5 地域の子育て支援について

民間保育園，市営保育所のどちらにおいても地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ，子育て相談や園庭開放等，地域の保護者等に対する子育て支援が積極的に行われている。

これらの支援に加えて，市営保育所（16箇所）においては専任の保育士を配置し，地域子育て支援拠点事業¹を展開していることから，各区・支所の福祉事務所及び保健センターと連携し，地域の子育て家庭のうち，養育不安の保護者や気になる子どもの支援のための家庭訪問の実施や，地域の子育てサークルの育成・支援等，京都市の直営の保育所として民間保育園に比べ多面的な支援が展開されている。

¹ 地域の子育て支援ネットワークの構築や子育てサークルの育成など，子育て家庭への支援を目的に，専任の職員を2名配置して実施

6 地域の新たな保育ニーズへの対応について

(1) 延長保育¹

民間保育園，市営保育所のどちらにおいても同じような内容で実施されている。

【実施箇所分布（行政区別）】

	市営保育所		民間保育園		全体	
	実施箇所	実施率	実施箇所	実施率	実施箇所	実施率
北	2	66.7%	14	77.8%	16	76.2%
上京	2	100.0%	9	81.8%	11	84.6%
左京	3	75.0%	14	56.0%	17	58.6%
中京	1	33.3%	8	66.7%	9	60.0%
東山	0	0.0%	8	100.0%	8	80.0%
山科	1	100.0%	15	78.9%	16	80.0%
下京	0	0.0%	6	75.0%	6	60.0%
南	2	33.3%	20	83.3%	22	73.3%
右京	0	0.0%	15	55.6%	15	50.0%
西京			12	75.0%	12	75.0%
洛西			5	62.5%	5	62.5%
伏見	1	50.0%	23	82.1%	24	80.0%
深草	1	100.0%	4	80.0%	5	83.3%
醍醐	0	0.0%	14	87.5%	14	82.4%
合計	13	43.3%	167	74.2%	180	70.6%

(平成22年7月1日現在)

※ 延長保育実施箇所のうち，上京区2箇所，左京区1箇所，中京区1箇所，山科区1箇所，南区1箇所，右京区1箇所の合計7箇所（すべて民間保育園）において，夜間保育を実施

(2) 一時保育²

民間保育園，市営保育所のどちらにおいても実施されている。保護者の就労形態の多様化や傷病等による緊急時及びリフレッシュ等に対する支援策の一つとして，近年，市民のニーズが高まっている事業であり，実施箇所数の増設が図られてきている。1箇所当たりの利用状況は，実施している行政区のすべてにおいて市営保育所が民間保育園を上回っている。

【実施箇所分布（行政区別）】

	市営保育所		民間保育園		全体	
	実施箇所	実施率	実施箇所	実施率	実施箇所	実施率
北	1	33.3%	3	16.7%	4	19.0%
上京	1	50.0%	2	18.2%	3	23.1%
左京	1	25.0%	2	8.0%	3	10.3%
中京	1	33.3%	2	16.7%	3	20.0%
東山	1	50.0%	3	37.5%	4	40.0%
山科	0	0.0%	3	15.8%	3	15.0%
下京	1	50.0%	2	25.0%	3	30.0%
南	1	16.7%	2	8.3%	3	10.0%
右京	0	0.0%	3	11.1%	3	10.0%
西京			3	18.8%	3	18.8%
洛西			2	25.0%	2	25.0%
伏見	0	0.0%	4	14.3%	4	13.3%
深草	0	0.0%	1	20.0%	1	16.7%
醍醐	0	0.0%	3	18.8%	3	17.6%
合計	7	23.3%	35	15.6%	42	16.5%

(平成22年6月30日現在)

- 1 通常の保育時間（8時30分から17時までの8時間30分）の前後1時間を延長して行う特例保育に加え，更に11時間を超えて行う保育
- 2 保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育，保護者の傷病等による緊急時の保育及び保護者のリフレッシュを図るための一時的な保育など

【利用状況（行政区別）】

	市営保育所		民間保育園		合計	
	利用人数	1箇所あたり	利用人数	1箇所あたり	利用人数	1箇所あたり
北	1,392	1,392	3,479	1,160	4,871	1,218
上京	1,812	1,812	3,275	1,638	5,087	1,696
左京	1,281	1,281	1,577	789	2,858	953
中京	2,345	2,345	2,974	1,487	5,319	1,773
東山	1,615	1,615	2,685	895	4,300	1,075
山科	0	0	4,628	1,543	4,628	1,543
下京	1,888	1,888	1,719	860	3,607	1,202
南	1,394	1,394	159	80	1,553	518
右京	0	0	2,645	882	2,645	882
西京			3,584	1,195	3,584	1,195
洛西			3,419	1,710	3,419	1,710
伏見	0	0	6,082	1,521	6,082	1,521
深草	0	0	859	859	859	859
醍醐	0	0	1,424	475	1,424	475
合計	11,727	1,675	38,509	1,100	50,236	1,196

(平成21年度実績)

(3) 休日保育¹

民間保育園，市営保育所のどちらにおいても同じような内容で実施されている。

【利用状況（行政区別）】

	市営保育所	民間保育園	合計
	利用人数	利用人数	利用人数
北	0	0(※1)	0
中京	0	744	744
山科	0	286	286
西京		115(※2)	115
伏見	790	0	790
合計	790	1,145	1,935

○ 市内5箇所（市営保育所1箇所，民間保育園4箇所）で実施（平成21年度実績）

※1 北区については平成22年1月から実施

※2 西京区については平成21年9月から実施

7 市営保育所の保育士について

京都市の市営保育所の保育士は，市営保育所のほか，他の公営施設（知的障害児・者更生施設，一時保護施設，情緒障害児短期治療施設，肢体不自由者更生施設等）に配属され，障害児や被虐待児などへのケアに携わるなど，専門的な領域も含めて，人材配置がなされてきた。

また，保育課には，保育指導や研修の企画のほか，教育委員会や保育・教育関係団体等との連携を通じて，京都市の保育全体の向上に資するため，第一線でノウハウを培ってきた所長・副所長を経験した保育士を配置している。

¹ 日曜・祝日等において，保護者の就労等により保育が困難となる児童に対する保育

Ⅲ 市営保育所の今後の役割・機能

民間保育園と市営保育所の現状から、京都市の保育の大部分は民間保育園によって提供されており、民間保育園を中心として保育所としての機能は定着しているものと考えられる。よって、保育所としての機能については、市営保育所における実践によらずとも、効率性や経済性のメリット、民間の持つ柔軟性を活かすことによって利用者の満足度の向上が期待できる分野であると考えられる。

ただし、新たな財政面の支援なしには民間保育園での実施が困難と判断される取組や地域の子育て家庭に対する積極的な支援、例えば、民間保育園において現状の体制ではスムーズな実践が困難であると思われる地域の新たな保育ニーズに対するモデル実施や、関係する行政機関等と連携を密にした虐待予防の取組などについては、行政であることの利点を最大限に活かし、市営保育所においてまず積極的に実践しつつ、地域に還元していくことが求められている。

また、京都市が掲げる、「京都市未来こどもプラン」をはじめとする様々な子育て支援施策のうち、今後保育所がその推進に寄与できる部分については、市営保育所や実践可能な民間保育園においてまず実践を展開し、これを広げていくことも考えられる。

これらを踏まえ、民間保育園と市営保育所の現状に沿って、個別の内容ごとに市営保育所の当面の役割・機能を含めた今後の役割・機能について具体的に検証する。

1 保育内容について

各保育所において実践する保育の過程に違いがあっても、民間保育園や市営保育所に関わらず、目指す子どもの姿は同じであることから考えると、いずれの運営形態をとろうとも最低基準である保育所保育指針が掲げる保育の実践は十分に可能であると考えられる。

ただし、民間保育園と協働して京都市の保育内容の質の向上に取り組む体制については、行政が責任を持って確保すべきであることや、将来、株式会社や特定非営利活動法人等も含めた社会福祉法人以外の新たな事業者の参入の可能性に対し、適切な保育水準が担保されるよう、行政による指導・監督・助言を行うための必要なノウハウ・専門性の蓄積が図れる仕組みについて配慮しておく必要がある。

2 年度途中の入所への対応について

緊急のニーズへの対応も含め、年度途中の入所に係る一定数の入所枠を確保しておくことは重要である。現状では、市営保育所と比べて受入割合が少ないとはいえ、民間保育園において年度途中の入所への対応がなされていることから、民間保育園においても対応は可能であると考えられる。

ただし、経営の観点から民間保育園においては年度当初から多くの児童を受け入れる必要があり、途中入所枠を残すことに困難な面があることを

踏まえ、市営保育所において年度途中の保育需要に対する入所調整を行っていることについては十分に考慮しておく必要がある。

3 障害のある入所児童への対応について

民間保育園と比べ市営保育所の方が受入割合が高くなる要因として障害のある入所児童に対する職員加配（以下「障害児加配」という。）の違いがあることが考えられるが、現状においても、障害児加配の対象となる児童を市営保育所の平均以上に受け入れている民間保育園が存在することから、民間保育園においても十分に対応は可能であると考えられる。

ただし、平成22年4月1日時点において、障害児加配の対象となる児童の受入れがない民間保育園が全体の約3割存在するなど、民間保育園の中でも受入れに大きな差が見られることから、障害のある子どもも地域で等しく生活ができるよう、引き続き、民間保育園と比べ障害児加配の充実した市営保育所で受入れを行いつつも、民間保育園の財政支援も含め、保育行政として障害児保育全体のあり方を検討する必要がある。

4 虐待を受けた子どもや気になる子どもの入所児童への対応について

虐待を受けた子どもや気になる子どもに対して特別な職員加配がなされていない状況であっても、民間保育園、市営保育所に関わらず受け入れられており、民間保育園においても十分に対応は可能であると考えられる。

また、虐待を受けた子どもや気になる子どもへの対応については、民間保育園や市営保育所に関わらず今後充実すべき分野であり、民間保育園での支援がより広く行きわたるまでの間、市営保育所は実践の一層の展開について積極的に取り組んでいくべきである。

5 地域の子育て支援について

保育所による地域子育て支援は、幼稚園や児童館、また地域の子育てサロン・サークルなどの取組とあわせて、広く地域の子どもたちの育ちと家庭の子育てに資するものであり、今日社会的に問題となっている虐待の早期発見・早期対応や何より未然防止、また障害の早期発見・早期支援などのためにも、重要な役割を担っている。

民間保育園、市営保育所に関わらず、子育て相談や園庭開放等、地域の保護者等に対して積極的に行われている支援が存在する一方で、市営保育所の特徴的な役割として、各区・支所の福祉事務所及び保健センターと連携した、地域の子育て家庭を対象とする家庭訪問の実施等、現状では、民間保育園に比べ多面的な支援が展開されている。

これらの支援について、本来的にはそれぞれの地域において市民が同様に受けられる必要があるが、すべての行政区に市営保育所が存在しないことから、市営保育所のない行政区においては、隣接する行政区の市営保育所において、その役割が担われている等の課題も見られる。

しかし、そもそも保育所とは、民間保育園、市営保育所の区別に関わらず、子育てに対する高い知識と豊かな経験を有する保育士が地域で活動する場の一つであって、地域における在宅の児童や保護者に対する支援の一翼を担うことは十分に可能であることから、現在実践されている市営保育所の特徴的な役割についても、民間保育園において十分に実践は可能であると考えられる。

現状の保育所における実践は、入所児童とその保護者等に対する支援が中心となっているが、今後は、子育てに対する高い知識と豊かな経験を有する保育士が地域で活動している現状を有効に活用し、保育所に入所せず、地域で生活している児童や保護者等に対する虐待の発見・ケア・防止などの観点からの支援についても、地域子育て支援の取組の下で積極的に行っていくべきである。

市営保育所については、1つの保育所にとどまらない、より広域の地域全体を支援する視点から実践を引き続き展開するとともに、保育士の福祉事務所への配置等による保育士の専門性の活用と、児童福祉センター、福祉事務所及び保健センターと連携した一体的な支援の推進を図る必要がある。

一方で、現在、市営保育所においてのみ展開している地域子育て支援拠点事業の取組をより効果的なものとするため、民間においても積極的な取組が展開できるよう、地域子育て支援拠点事業のあり方について検討する必要がある。

6 地域の新たな保育ニーズへの対応について

24時間保育等、社会状況の変化により新たな保育ニーズが高まっているが、現在実施されていない、又は十分に展開されていない場合であって、新たな財政面の支援なしには民間保育園での実施が困難であると思われる事業については、行政直営の保育所として、市営保育所がモデル的に先行実施するとともに、その実践を検証し、反映させる体制を確立するなどの検討も必要である。

7 市営保育所の保育士について

市営保育所の保育士については、保育士としての専門性を持った公務員であるという立場を踏まえ、保育所という既存の職域を超えて、市域や行政区域の児童福祉センターや福祉事務所といった子育てに関する行政機関においてその専門性を活用していくとともに、職域の拡大を通じて習得する児童ソーシャルワーク等の知識・経験を市営保育所において還元していくことが求められる。

さらに、民間における様々な子育てに関する事業や活動をサポートするような役割についても、検討する必要がある。

民間保育園も含めた京都市全体の保育の質の維持・向上は、行政と民間

保育園とが協働して取り組むべきことであることから、京都市においても、保育士としての必要な知識・専門性を、例えば10年、20年、30年の期間にわたって、長期的に切れ目なく、市営保育所で継承、発展、蓄積していくことが必要である。

本分科会において平成19年3月にまとめた「公営施設のあり方及び京都市醍醐和光寮の運営主体に関する意見」の中で述べている「福祉施策における公民の役割」の視点から京都市の保育サービスを見た場合、障害のある入所児童などへの対応や地域子育て支援の中には、当面の間、市営保育所が積極的に取り組むべきであると考えられるものも見られる。

しかし、これらの取組については、すでにその役割を担っている民間保育園が存在することや、保育内容及び年度途中入所への対応においては、民間保育園と市営保育所における実践との間に大きな差が見られないことなどから、現状の保育サービスの大部分は民間保育園において提供できるものと考えられる。

一方で、市営保育所には、当面維持すべき役割をはじめ、保育所機能を超える役割が求められるとともに、公務員としての保育士に対する役割も求められている。

これらを考えると、現状において、民間保育園と比べて高コストとなる市営保育所については、これまでに議論してきた役割・機能を今後、実践していくことを踏まえつつ、民間における実践で十分に対応が可能であると考えられる場合は、民間保育園への移管も選択肢の一つとして考えられるのではないか。

また、これらの検討に当たっては、京都市の厳しい財政状況の下、多様化する新たな保育ニーズに応え、質の高いサービスの提供を図るために、最小の費用で最大の効果を得る視点に立って、現状の保育サービスの提供体制を見直すとともに、これにより生まれてくる財源を京都市の子育て支援サービスの充実に積極的に活用していくことも考慮すべきである。

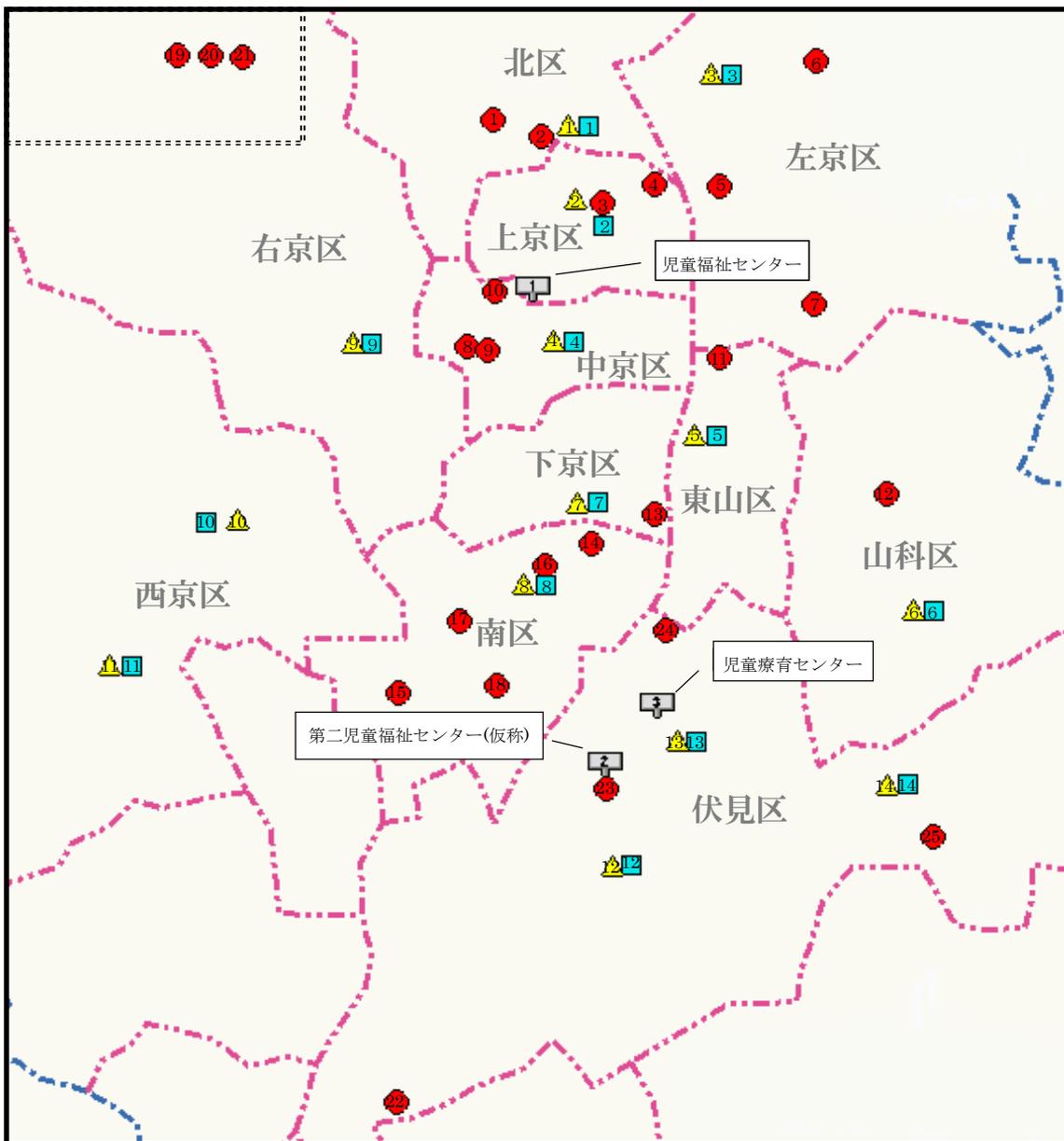
IV 市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセス

市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセスを検討するに当たっては、次のような視点に留意することが必要ではないかと考える。

視 点

- 地域バランスに配慮した市営保育所の配置
- 市営保育所の施設・定員の規模や施設の整備時期等
- 安定的な運営と質の高い保育サービスの確保
- 今後の保育ニーズや保育制度改革の動向への対応
- 市営保育所で働く職員の状況（年齢構成等）と人事異動
- 市営保育所の役割・機能に関する継続的な検証

【市内配置図（市営保育所，福祉事務所，保健センター及び児童福祉センター等）】



※ ● は市営保育所，■ は福祉事務所，▲ は保健センター（詳細は別紙）

(別紙)

配置図上の表示について

○ 市営保育所（配置図上は○で表示）

北	1	楽只保育所	東山	11	三条保育所	右京	19	ひかり保育所
	2	船岡乳児保育所		山科	12		鏡山保育所	20
上京	3	室町乳児保育所	下京	13	崇仁保育所	伏見	21	周山保育所
	4	鶴山保育所		南	14		九条保育所	22
左京	5	養正保育所	15		久世保育所	23	改進黨保育所	
	6	修学院保育所	16		南保育所	深草	24	砂川保育所
中京	7	錦林保育所	17		吉祥院保育所	醍醐	25	辰巳保育所
	8	壬生保育所	18		山ノ本保育所			
	9	朱雀乳児保育所						
	10	聚楽保育所						

○ 福祉事務所（配置図上は□で表示）

1	北福祉事務所	6	山科福祉事務所	10	西京福祉事務所
2	上京福祉事務所	7	下京福祉事務所	11	洛西福祉事務所
3	左京福祉事務所	8	南福祉事務所	12	伏見福祉事務所
4	中京福祉事務所	9	右京福祉事務所	13	深草福祉事務所
5	東山福祉事務所			14	醍醐福祉事務所

○ 保健センター（配置図上は△で表示）

1	北保健センター	6	山科保健センター	10	西京保健センター
2	上京保健センター	7	下京保健センター	11	西京保健センター洛西支所
3	左京保健センター	8	南保健センター	12	伏見保健センター
4	中京保健センター	9	右京保健センター	13	伏見保健センター深草支所
5	東山保健センター			14	伏見保健センター醍醐支所